

議案第 8 3 号

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

1 9 町長及び副町長の令和 3 年 1 月支給分の給料支給額は、第 4 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、町長にあつては当該額に 1 0 0 分の 1 5 を、副町長にあつては当該額に 1 0 0 分の 9 を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。この場合において、附則第 1 7 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

令和３年１月における町長及び副町長の給料支給額を減額したいので提出する。